

平成 27 年度第 1 回三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会議事録

- 1 開催日時 平成 27 年 9 月 8 日（火曜日）10 時 00 分から 15 時 00 分
- 2 開催場所 三重県立総合博物館 Miemu レクチャールーム
- 3 内容

【審議等】

- (1) 会長・副会長の選任について
- (2) 「三重おもいやり駐車場利用証制度」にかかる妊産婦の利用証有効期間の変更について

【視察】

- (1) 三重県立総合博物館 Miemu
- (2) 伊勢中川駅

- 4 概要（開会行事、事務局からの説明は省略）

- (1) 会長・副会長の選任について
会長に宮崎委員、副会長に松田委員が選任された。
- (2) 「三重おもいやり駐車場利用証制度」にかかる妊産婦の利用証有効期間の変更について
妊産婦の利用証有効期間の変更については、各委員の意見を踏まえ、母子健康手帳取得時から産後 1 年 6 か月までとして、平成 28 年 1 月 4 日から開始することで了承された。

○主な委員意見等

【委員意見】

1 歳 6 か月まで利用証を使えるようになるが、どのくらいの方が利用するようになるか、また、より必要な方が困ることがないように駐車場の数とのバランスなどにも配慮して実施した方がよいと考えます。

→（事務局回答）

現在、有効な利用証を持っている妊産婦の方は、利用証交付者全体の内 6 % 程度である。期間延長により有効な利用証を持つ人が増えるとともに、期間延長の広報により、この制度のことを知って利用証を取得する方も出てくると考えているが、必要な施設におもいやり駐車場を増やして不適正利用を減らす啓発をするなどの取組を進めていきます。

【委員意見】

利用証のデザインについて、子どもを連れた方の絵の表記はしなくてよいでしょうか。

→（事務局回答）

デザインはこれまで定着してきており、現在、変更は考えていません。

【委員意見】

子どもを持つ母親や家族、両方に有効な制度であると思います。
病院等の必要な施設におもいやり駐車場を整備することは大事になってきます。
母子手帳交付窓口で啓発すれば利用証交付者が増えると思います。
必要な人に利用証を交付できる適切な期間になったと思います。

→（事務局回答）

今後の広報では期間が延びたことと、駐車場の拡大をお願いしたいことの両面で取り組んでいきます。

【委員意見】

車いすの方でも、必ずしも施設に近いところばかりでなくても、扉を全開にできて安全に降りて、安全に施設に行ければ、少し遠くてもおもいやり駐車場として活用できると考えます。

【委員意見】

おもいやり駐車場を利用する人の譲り合う意識が広がればうまくいく制度であると考えます。また、おもいやり駐車場とは別に、一時的に近くで安全に停車できる場所があれば有効かと思えます。

【委員意見】

ガードマンなどがいない状態で、おもいやり駐車場を示すコーンを区画の上に置きっぱなしにしてあり、すぐには止められないケースがあるので駐車場管理者等への啓発もお願いします。

【委員意見】

おもいやり駐車場の整備の費用は施設側が負担しているのでしょうか。登録依頼は県だけで行われていますか。

→（事務局回答）

路面におもいやり駐車場の表示をする費用などは事業者にご負担をお願いしており、コーンでの表示の場合はステッカーを県から配布しています。委員の皆さんからも登録が可能な施設の情報などをいただくと区画の拡大につながります。